

表彰規程

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 本規程は、本校学則第 26 条に基づき、表彰に関して必要な事項を定めるものとする。

(受賞者の決定)

第 2 条 受賞者は、校内表彰委員会で審議の上、職員会議を経て校長が決定する。

(他団体からの表彰)

第 3 条 他団体からの表彰受理の諾否は、職員会議を経て校長が決定する。

第 2 章 卒業に伴う表彰

(表彰の期日)

第 4 条 卒業に伴う表彰の期日は原則として卒業式以前の日とする。

(表彰の種類等)

第 5 条 表彰の種類及び基準は次のとおりとする。

(1) 学校長賞

学業、操行がともに優良な者で卒業に際して原則として各学科の学習成績が最上位の者に授与する。

(2) 優良賞

学校長賞受賞者に次ぐ学習成績の者に授与する。

(3) 皆勤賞

3ヶ年皆勤者に授与する。皆勤の条件は、無遅刻、無早退、無欠課、無欠席とする。ただし、公認欠席（欠課を含む）、出席停止（停学によるものは除く）及び忌引きは欠席としない。

(4) 特別活動功労賞及び奨励賞

学校の教育活動（ホームルーム、生徒会、部活動及び学校行事等の各部門）において特に顕著な功労のあった者で、操行が不良でない者に授与する。部活動の選考基準は別に定める。

(5) 善行賞

顕著な善行のあった者に授与する。

第 3 章 雑 則

(その他の表彰)

第 6 条 校内各種大会等の表彰は、この規程によらないで授与することができる。

(施行上の疑義)

第 7 条 本規程の施行について疑義を生じた場合及び本規程により難しい場合は、職員会議を経て校長が決定する。